



税 制 調 査 会
平成29年3月13日
経 済 局

企業立地促進条例の中間報告について

(企業立地における税制の活用)



Locate in YOKOHAMA (横浜への立地)

左のロゴは、企業と共に成長できるよう「ひとつ星」に願いを込めた企業立地を促進するロゴです。

I 企業立地促進条例の概要について



1 概要

＜正式名称＞ 横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例

(1) 目的

企業立地等の促進を図り、併せて市民雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大を図ることにより、横浜市経済の活性化に寄与すること

(2) 支援対象

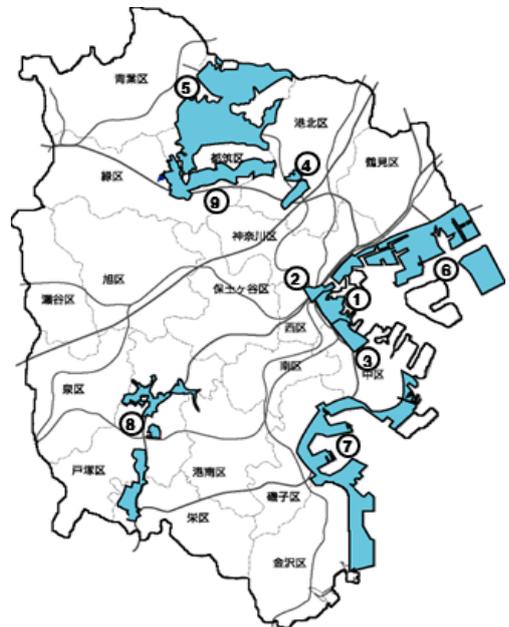
- ・ 事業所の新規立地、工場等の建替え・増設等を行う事業者への支援【固定資産取得型】
- ・ 賃貸施設へ移転するテナントへの支援【テナント型】

(3) 支援内容

特定地域(※)において一定の条件を満たす事業計画を実施する者を認定し、**市税の軽減**と**助成金の交付**を実施

(※) 市内9地域

- ①みなとみらい21、②横浜駅周辺、③関内周辺、
- ④新横浜都心、⑤港北ニュータウン、
- ⑥京浜臨海部、⑦臨海南部工業、⑧内陸南部工業、
- ⑨内陸北部工業



2 支援の種類

(1) 固定資産取得型

■ 市税の軽減

対象となる固定資産(土地・家屋・設備)について、**固定資産税・都市計画税の税率を5年間、1/2に軽減**

■ 助成金の交付

対象となる固定資産の取得費(投下資本額)に助成率を乗じた額を交付

＜投下資本額に応じた支援内容＞

投下資本額	支援内容
中小企業:1億円以上・大企業:10億円以上	税軽減のみ
中小企業:5億円以上・大企業:50億円以上	税軽減+助成金

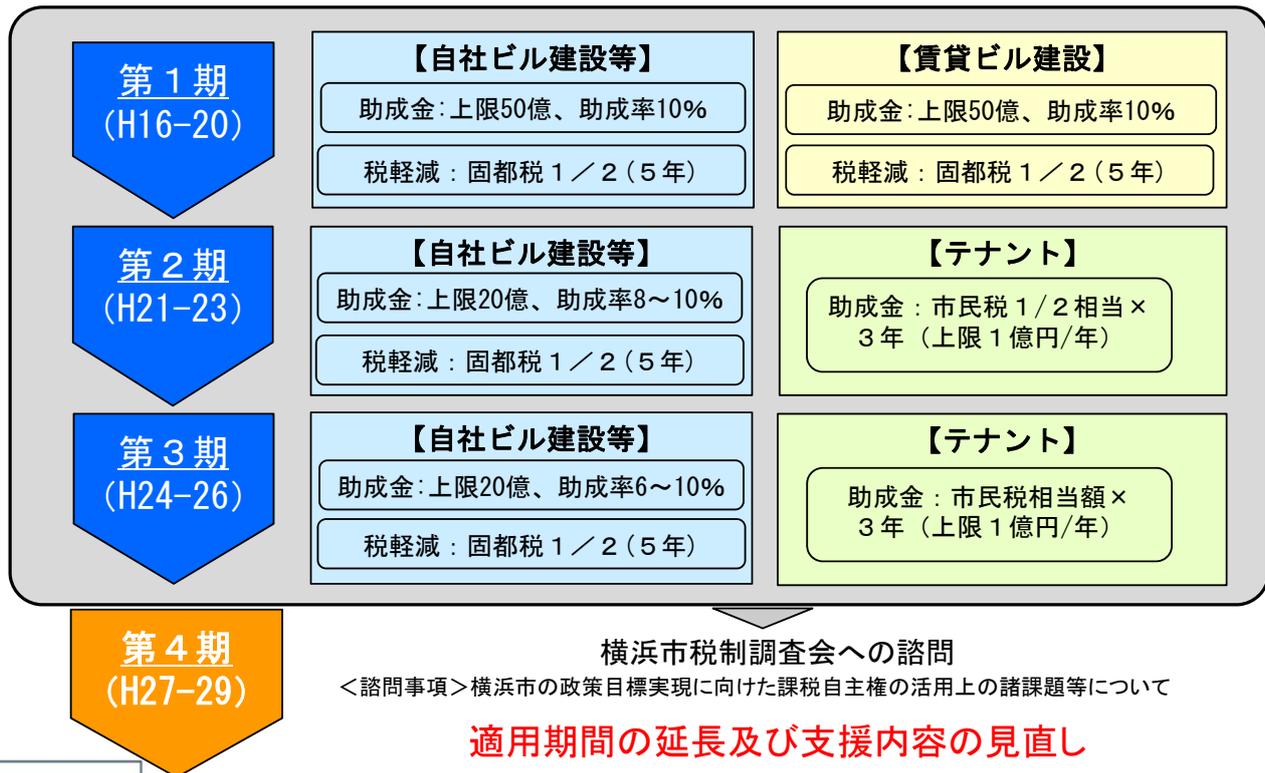
(2) テナント型

■ 助成金の交付

法人市民税の法人税割額に相当する助成金を交付



3 条例の変遷



II 平成26年度の一部改正について

(平成27年4月1日施行の内容について)



1 固定資産取得型① 改正の考え方

改正の考え方	主な改正内容
① 2020年に向けて 東京への一極集中 が加速する中、大規模な投資による本社・研究所等の立地を促進する。	みなとみらい21地域・横浜駅周辺地域に限定して本社・研究所に対する助成率・上限額の引き上げ
② 京浜臨海部地域・臨海南部工業地域において、 本市が振興を図る「成長・発展分野」 (環境・エネルギー、健康・医療)の研究機能の集約を図る。	京浜臨海部地域・臨海南部工業地域において「成長・発展分野」の研究所に対する助成率の引き上げ
③ グローバルMICE戦略都市の推進、また、オリンピックを機に国内外から観光客を呼び込むため、ラグジュアリークラスのホテルや 集客力の高い施設の立地 を誘導する。	みなとみらい21地域における観光・MICE施設への支援の新設
④ 東京における大量のオフィス供給計画の一方、横浜では供給予定が少ないため、 誘致の受け皿を確保 する。	みなとみらい21地域・横浜駅周辺地域における賃貸ビル支援の再導入

以上のように、みなとみらい21地域などで、エリア・機能を限定して拡充を図った一方で、それ以外のエリアでは一部助成率の引き下げも実施。



2 固定資産取得型② 内容

(1) 対象地域による助成率・上限額の見直し

事業所の種類	改正前 (9地域一律)	改正後	
		対象地域	助成率(上限額)
本社・研究所	10%(20億円)	みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域	12%(50億円)
		京浜臨海部地域 臨海南部工業地域	12%(20億円)
		環境・エネルギー 健康・医療分野の研究所	10%(20億円)
		本社、上記分野以外の研究所	10%(20億円)
		上記以外の5地域	8%(20億円)
工場	8%(20億円)	全9地域	8%(20億円)
本社以外の事務所	6%(20億円)	全9地域	5%(20億円)

(2) 観光・MICE施設建設への支援の新設

項目	改正後
対象地域	みなとみらい21地域
助成率等	助成率:12%(上限額:50億円)

(3) 賃貸ビル建設への支援の再導入

項目	改正後
対象地域	みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域
助成率等	助成率:10%(上限額:50億円)
その他	一定規模以上のオフィス床を有する賃貸ビルを対象とし、「オフィス部分」、「観光・MICE施設部分」を支援対象とする。



3 テナント型

<改正の考え方>

- ・ 賃借する形態の企業立地を促進するため、テナント誘致の取組を強化
- ・ 国際的ビジネス拠点の形成を推進するため、外資系企業に対し支援を強化

(1) 対象地域・助成期間の見直し

項目	改正前	改正後		
対象地域	業務系5地域	業務系5地域+京浜臨海部地域、臨海南部工業地域		
助成期間	3年間	みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域	4年間	
		京浜臨海部地域	環境・エネルギー、健康・医療分野	4年間
		臨海南部工業地域	製造業	3年間
		上記以外の業務系3地域	3年間	

(2) 外資系企業の特例

項目	改正前(多国籍企業)	改正後(外資系企業)
要件	① 日本以外に2か国以上で事業展開を行うもので、地域統括機能を有する事業者 ② 本店所在地以外に2か国以上で事業活動を行う外国会社が設立した日本法人で、地域統括機能を有する事業者	外国会社が株主等の議決権の1/3超を有している日本法人
助成期間	上記(1)の期間+1年間	上記(1)の期間+1年間



Ⅲ 平成28年度の一部改正について

(平成28年11月1日施行の内容について)



1 事業継続義務の履行確保

事業継続義務の履行をより一層確保するため、本市と事業者が、事業の継続義務等に係る契約を締結することを、企業立地等事業計画の認定要件として規定

<背景・改正の考え方>

- ・一昨年、条例により税軽減の支援を行った事業者の事業継続義務期間中の撤退による事業廃止があり、企業から税軽減相当額の自主納付（寄附）を受けたが、今後類似のケースが生じた場合、**制度として対応できるよう、規定を整備**
- ・具体的には、所定期間の事業継続と**事業継続義務期間中に撤退した場合の税軽減相当額の違約金の支払いに関する契約**を締結することで、違約金を明確化し、この契約締結を認定要件とすることにより、事業継続義務の履行を確保

■ 事業継続義務期間

立地の類型	事業継続義務期間
取得型	10年
テナント型	7年又は8年

■ 違約金

- ・税軽減の対象となる固定資産取得企業立地等について、事業継続義務期間中に当該事業を廃止した場合における**違約金に関して契約書に明記**
- ・違約金の額については、契約書の中で、**税軽減相当額**と規定



2 神奈川県補助金との併給

より効果的な企業立地等の促進を図るため、神奈川県補助金との併給を可能とした

<背景・改正の考え方>

- ・**神奈川県が平成28年4月から新たな企業誘致施策を開始**し、建設投資に対する補助金の制度を創設。（県下の自治体と協調して企業誘致を進めることを前提に、県下の自治体からの助成金等との併給が可能な制度となっている。）
- ・本市の企業立地等助成金については、国や他の地方公共団体等の補助金等との併給ができない規定となっていたが、**神奈川県の企業立地等の促進を目的として交付する補助金等との併給を可能とし、より効果的な企業立地の促進を図る。**

【参考】 神奈川県と本市の助成率・助成額及び主な要件

	助成率・助成額 (最大)	主な要件		
		支援対象	対象地域	対象産業等
県	5%・5億円 (特区制度活用等の場合、10%・10億円)	県外からの立地	県内	「未病」、「ロボット」等、 県が定める産業・業種
市	12%・50億円 ※MM21地域で本社の場合等	市外・市内からの立地	市内特定9地域	全産業・業種 ※業務系5地域



IV 参考資料



1 認定実績

期※ 適用年度 (期間)		第1期 H16～20年度 (5年)	第2期 H21～23年度 (3年)	第3期 H24～26年度 (3年)	第4期 H27～29年度 (3年)	合計
業務系	自社ビル	14件	4件	4件	1件	23件
	賃貸ビル	7件	—	—	0件	7件
	テナント型	—	10件	10件	3件	23件
工業系		34件	9件	13件	4件	60件
合計		55件	23件	27件	8件 <small>H28.12月現在の認定数</small>	113件
主な企業 (認定投資額)		<ul style="list-style-type: none"> ・富士ゼロックス (600億) ・MMセンタービル (427億) ・横浜三井ビル (358億) ・日産 (337億) 	<ul style="list-style-type: none"> ・日立製作所 (239億) ・富士通FIP (117億) ・レノボ・ジャパン (テナント型) ・アディエント合同会社 (テナント型) 	<ul style="list-style-type: none"> ・スリーエム ジャパン (テナント型) ・ファーウェイ ジャパン (テナント型) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資生堂 (400億) ・JT (110億) ・日本KFCホールディングス(テナント型) 	

※ 適用される期は申請日による。



2 雇用の創出・市内企業の事業機会拡大

(平成27年12月現在)

■ 雇用状況 事業開始前に比べて33,301人の雇用増

	開始前	H27年12月	開始前比
雇用者数	15,336人	48,637人	33,301人
うち横浜市民	-	19,189人	-

■ 市内企業への発注状況 認定した新規事業により受注機会が純増

	建設等(百万) (建設工事・設備工事等)			事業活動(百万) (原材料調達・物品購入・保守管理・清掃)		
	合計	市内・準市内企業		合計	市内・準市内企業	
業務系	212,553	208,302	98.0%	337,401	34,940	10.4%
工業系	129,177	98,273	76.1%	288,378	66,553	23.1%
計	341,730	306,593	89.7%	625,779	101,493	16.2%

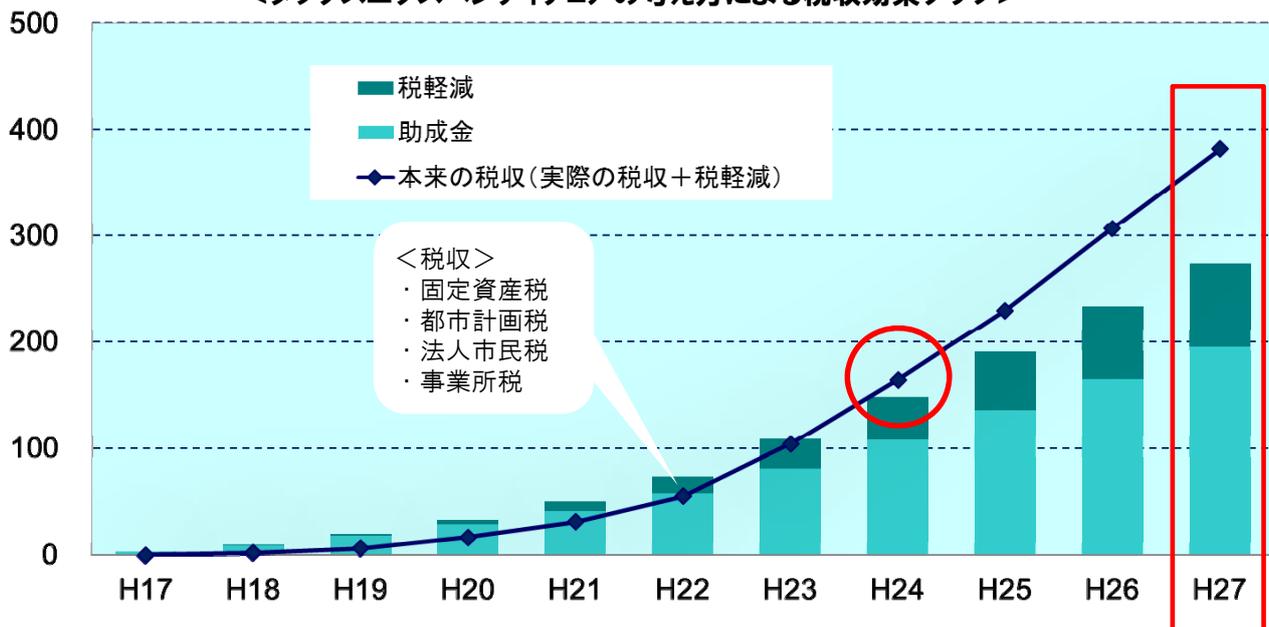
* 市内企業:市内に本社がある企業、準市内企業:市内に支店・営業所がある企業 (単位:百万円)



3 支援額に対する税収(累計)

単位:億円

<タックスエクスペンディチュア考え方による税収効果グラフ>



【H24実績】 税収額:164億円・支援額:148億円

【H27実績】 税収額:381億円・支援額:273億円

